

令和2年3月24日

社会福祉法人 武田塾

令和2年度法人事業計画

1.経営理念

創設者武田慎治郎の思想

- 「共に在る」
 - ・子どもや利用者と共に在る
 - ・家族と共に在る
 - ・職員と共に在る
 - ・地域と共に在る
- 「家庭的なあたたかなふれ合い」
- 「すべての人に教育を」

2.基本方針

- (1) 地域の中に共に暮らしていける共生社会の実現を目指す
- (2) 人としての尊厳・誇りが守られ、自分らしく生きる権利の実現を目指す
- (3) 教育を受ける権利を可能な限り保障する
- (4) 地域の中で生活することを享受できる支援を行う

3.経営方針

- (1) サービスの充実と高度な専門的ケアの提供
 - ①児童、利用者が豊かな家庭生活を過ごせるよう施設内生活環境の整備
 - ・家族単位の生活が可能な環境作りを目指した継続支援
 - ・アセスメントを継続に行い利用者の意向に沿った個別援助支援
 - ②緊急一時保護の受け入れ態勢の強化と環境整備
 - ③生産活動や豊かな情動活動をとおして生きがいを実感し、生きる喜びを共有できる支援
 - ④グループホーム「ひなた」の「短期入所エリア」の活用

- ・ 支援が必要な在宅者のショートステイや短期入所事業の拡充
- ・ 施設入所者の自立生活体験の支援

⑤ 専門的な支援技術の向上

- ・ 外部講師を招いた継続的施設内研修の強化と効果の検証
- ・ 外部研修の参加費一部補助

⑥ 個別相談支援態勢を整え、人材確保を図る

⑦ 地域福祉を標榜し、近隣市・町が運営する子育て支援事業をサポートする。

(2) 人材確保と職員の育成

① 幹部候補者や中堅職員の育成

ア 法人武田塾を担う各事業所の更なる発展を期して、幹部職員を中心として配置転換を含めた相互交流を進めるとともに、若手職員の抜擢なども視野に入れた改革を行う。

イ 将来を担う若手職員を対象に、幹部職員が講師となり、福祉従事者としての社会常識を育て、支援に向けて必要な学問的な知識や臨床実習などを繰り返して意識や意欲を高め、支援職員としての役割と自覚を促す。

ウ 「法人・施設の未来を創造する」をテーマに、職種を跨いで中堅職員等による「未来塾」を継続し、目標や役割を明確にして主体的に事業推進が可能となる人材を育てる。

② 新人職員に対して、社会人としての基本的マナーや就業規則をはじめとした常識や規則類の学びを徹底し、支援者としての意識、並びに自覚を高める。

③ 自己啓発につながる研修、職員の士気・スキル向上を目指した教育と評価を繰り返し、成長を実感するまでに育成する。

④ 人事考課制度を見直して、法人「武田塾」全体の体制強化を図る。

(3) 地域福祉と社会貢献の推進

① グループホーム「ひなた」の3階多目的ホールの有効活用

ア 法人主催の行事や研修の呼びかけ

イ 災害時の避難場所として利用

ウ 地域の方が主催する行事やサークル活動に開放

②地域住民が主催する行事等に積極的に参加し、同化をはかる

(4) 経営基盤の安定化の推進

①建物の老朽化に伴う、設備等の修理・交換頻度が高まっている事を踏まえ、設備費の中長期資金計画を作成し、無理なく実行できるよう企画する。

②経営の効率化・手続きの簡素化など、経理規程の見直しを含め、下記の項目を主に検討する。

ア 消防設備

イ 電気供給源(関西電力)

ウ 各種保険(火災・施設賠償・車両・その他)

エ その他、入札や相見積もり等契約関係

4.施設管理

(1) 建物設備等の管理・改修について

ア 経年劣化した設備の改修

利用者の生活維持に必要な空調機等の漸次入れ替え

イ 持ち越した高井田苑の空調機の入替え実施

(2) 施設の劣化に伴った改修は、厚労省の本体施設の機能転換指向が益々顕著になっている状況を踏まえることと、求める地域ニーズを的確に把握し長期展望に叶った具体化をはかる必要がある。

手始めとして新家庭的養護推進計画に則って改修計画を早期に作成、具体方針の策定に努める。

5.事業及びサービスの推進(施設・事業所のサービス)

①小規模児童養護施設の増設と本体施設の機能整備

本体施設に居住する児童の更なる地域分散化を図る一方、本体施設については、個別的養育に加え、心理的・医療的観点からの見立てを取り入れた支援を視野に入れた構想を図る必要がある。

②本体施設における配置基準の見直し

心理や医療的ケアを含めた個別対応支援を要する児童は益々増えており、本体施設

の支援拠点機能の必要は待ったなしの状況にある。小規模施設と本体施設の配置基準の見直しを含めた機能分化を鮮明にした改善策の検討を始める必要がある。

6.新「家庭的養護推進計画」

〔1〕平成28年児童福祉法が改正されたことを受けて、その理念の実現に向けた「新しい社会的養育ビジョン」が、平成29年8月、厚労省により示された。そこには、施設はできる限り良好な家庭的環境において「高機能化された養育」や「親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行う必要がある」として、昨年7月、本体施設の高機能化、多機能化及び機能転換に加え、さらなる小規模かつ地域分散化を図った「10年計画案」を大阪府に提出した。今後具体化に向けて検討していきたい。

〔2〕武田塾における計画素案

(1) 本体施設の機能転換・多機能化・高機能化

- ①一時保護委託の受け入れ体制の強化……入所児童の地域分散化と支援困難児童の本体施設支援エリア導入の同時進行に加え、本体施設に数人規模の一時保護委託エリアの本格導入を目指す。
- ②里親支援機能等の導入……幼児対象エリアを解消し、親子関係再構築や里親委託開始、レスパイトケアなどに向けた宿泊エリアとしての機能転換を検討する。
- ③発達障害や愛着障害を伴う入所児童に対して心理治療施設の機能を採り入れたチームによる支援の検討
- ④放課後等デイサービスの実施に向けたリサーチを開始し、令和3年度実現を目指す。

発達障害等を抱える在宅家族支援や当法人が抱える入所児童の放課後支援や在宅児童用フリールーム(安心居場所)として活用する。

(2) 小規模化かつ地域分散化の更なる試み

- ①生活単位を全て小規模化(分園化)し、独立性と自立性を育てる。
- ②複数の固定した職員によって構成し、継続的・安定的関係性の維持を図る。

③「子どもは地域に育てられる」という観点から本体施設と距離を置き、分散化を図る。

④家庭養育が困難な子どもに対する早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的支援や施設養育を行う。

(3) 施設養育の専門性の強化や親子関係再構築支援に向けた職員の養成

①相談支援を担う専門職員の配置

ソーシャルワーカー、心理担当職員、保健師等の採用と現任訓練

②相談室等の用途変更や設備等の改修

親子相談室、心理治療室、宿泊治療(観察)室

③年長児の自立支援や退所児童のアフターフォロー体制のための改修

(4) 里親委託の推進と里親養育包括支援業務の推進

①里親包括支援機関(フォスタリング機関)の指定を目指し、

- ・委託可能な里親の開拓や育成
- ・里親登録前、里親登録後などの里親研修
- ・子どもと里親のマッチング
- ・里親養育への支援

等を積極的に行う。

②上記の業務をこなすために里親支援専門相談員をソーシャルワーカーとして位置付けし、専任担当者を設ける。